

# 消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

(宛先) 箕面市消防長

申請者  
住所

氏名

下記の営業施設について、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。

## 記

- 営業施設の名称
- 営業施設の所在地
- 申請理由区分
  - 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可
  - 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出
  - 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録
  - 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
  - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条規定による営業の許可
  - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
  - 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条の規定による営業の許可
  - 大阪府興行場法施行条例（昭和59年大阪府条例第40号）第4条の規定による変更の届出
  - 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定による営業の許可
  - 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第4条の規定による変更の届出
  - 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項の規定による特定認定
  - 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第5項の規定による変更の認定

整理番号		交付番号	
受理年月日		交付年月日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 申請者が法人である場合は、その名称及び代表者氏名を記入すること。
- 3 「申請理由区分」は、当該交付申請理由の区分に応じ、アからコのいずれかに○をすること。
- 4 許可又は届出等に係る申請書の写し、許可又は届出部分の建築図面の写し、登記簿謄本の写し、その他必要な資料を添付すること。